

第15回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年9月12日（木）9:30～11:34
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁百合、
金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、
森下竜一
 - （専門委員）北村歩、田中進、本間正義、松本武、渡邊美衡
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣、山際大臣政務官、
長谷川総理大臣補佐官、
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、大川次長、舘次長、中原参事官、柿原参事官、
三浦参事官、大熊参事官
 - （農林水産省）奥原経営局長、渡邊経営局農地政策課長
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 農地関連規制の見直しについて
 - 2. 健康・医療ワーキング・グループからの報告
（一般用医薬品のインターネット販売）
 - 3. ワーキング・グループの検討項目について
 - 4. 「規制改革ホットライン」について
 - （閉会）
5. 議事概要：

○岡議長 おはようございます。それでは、第15回規制改革会議を開会いたします。

本日は、甘利大臣は公務の関係で御欠席です。また、浦野委員、佐々木委員、鶴委員が御欠席でございます。

初めに、稲田大臣から御挨拶をいただきます。

○稲田大臣

本日はお忙しいところ御参加いただきまして、本当にありがとうございます。

前回の会議で、最優先案件についてお決めいただいたところです。このうち農地関連規制の見直しについて本日も御議論をいただきます。

競争力、魅力のある農業、農業の成長産業化の実現に向けて議論を深めていただきたい

と思っております。

また、一般用医薬品のインターネット販売について、昨日も厚労省からヒアリングを行いました。健康・医療ワーキング・グループから報告がございます。

前期に決定した閣議決定、また、それに先立つ最高裁の判決を前提として、それを実施する観点から適切な御検討をお願いしたいと思います。

さらに、本日は各ワーキング・グループの検討項目について、本日の会議において決定され、その検討が加速されるものと期待をいたしております。

本日も委員の皆様方の自由闊達な御議論をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ここで報道関係の方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、私から御報告がございます。

9月2日に産業競争力会議が開催されました。今回も私から規制改革会議の7月、8月の活動報告を行いました。そのときの配付資料をお手元に届けておりますので、適宜御参照いただきたいと思います。

産業競争力会議との連携については、今後とも密にということですが、甘利大臣の御要請を踏まえまして、今期は、先般、産業競争力会議のもとに設置されました農業、医療・介護、雇用・人材、フォローアップの4つの分科会、それと別に課題別会合というものがございますが、ここに議長の私が出席することにいたしました。

加えまして、テーマに応じまして関係するワーキング・グループの座長にも御出席をお願いしたいと考えております。また、私が出席できない場合には、大田議長代理にスケジュールが合う限り、御出席いただきたいと思います。都度、事務局を通じてお願いいたしますので、よろしく御協力いただきたいと思います。

ちなみに、9月3日に行われました農業分科会には、私と金丸座長が出席いたしました。9月18日の雇用・人材分科会には鶴座長、9月27日の医療・介護分科会には、翁座長に御出席いただく予定でございます。

報告は以上でございます。

これより議事に入ります。議題1といたしまして、「農地関連規制の見直し」について議論を行います。本日は農業ワーキング・グループの5名の専門委員の方に御出席をいただいております。また、農林水産省の方にも御同席いただいております。

それでは、事務局にて論点を整理いたしましたので、その説明をお願いします。

○中原参事官 それでは、お手元に配付をさせていただいております資料1をごらんいただければと存じます。

まず、資料1の御説明に入る前に報告を申し上げます。

一昨日の農業ワーキング・グループにおきまして、農林水産省から8月22日に当会議におきまして御説明を頂戴しました、農地中間管理機構の案に対する修正の方向性について御説明をいただいたところでございます。その一昨日のワーキングにおきまして御提示をいただきました修正の方向について、事務局から御紹介をさせていただきます。

10点の修正を検討中との報告でございまして、まず1つ目に農地中間管理機構の事業目的としまして、農地の集積、集約化と並んで新規参入の促進を明記すること。

2点目に、農地中間管理機構は地域における農地の借り受けを希望する者の状況等を考慮して借り受けを行うことにより、農地の滞留を防止することとすること。

3点目に、農地中間管理機構は公表した借り入れ希望者のうちから具体的に貸付先を決定する際のルール、これは事業規定となるところでございますが、これを作成し、都道府県知事の認可を受けることとし、事業規定は公表するというところでございます。

4点目に、農地中間管理機構は農地利用配分計画を定めるに当たりまして、あらかじめ市町村に計画の案を作成して提出するように求めることができることとする。その最終的な判断は、農地中間管理機構が行うということでございます。

5点目に、農地中間管理機構の運営委員会については設置しない方向で検討するというところでございます。

6点目に、農地中間管理機構の事業の委託につきましては、再委託を認めないこととしまして、農地中間管理機構が委託先をコントロールするというところでございます。

7点目に、農地中間管理機構の役員は都道府県知事の認可制としまして、役員が法令事業規定に違反したとき、事業の実施状況が著しく不十分なときは、知事は解任を命ずることができることとするということでございます。

8点目に、農地中間管理機構に関し、農林水産大臣は都道府県に対し、是正改善指導が行えることとするという点でございます。

9点目に、農林水産大臣は農地中間管理機構の事業実施状況について評価を行い、先進的事例について横展開を図るため公表するという点でございます。

10点目に、人・農地プランについても農地の集積、集約化と並びまして新規参入の促進を協議事項として明記する。また、協議の日時、場所を公表するなど、新規参入しようとする者も参加しやすくするという点でございます。

以上の10点について修正の方向として御説明を賜ったところでありますので、この場において御報告をさせていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。これは、これまでの規制改革会議等での議論あるいは事務局に寄せられた各委員の皆様からの意見等の概略をまとめたものでございます。

かいつまんで御紹介をさせていただきますと、まず1つ目に機構の組織についてでございまして、全体の仕組みについて2つ目の○に書いてありますような、組織・機能が階層的あるいは機能が重複しているため、問題の解決に時間がかかり過ぎるのではないかと、責

任の所在が不明確になるのではないかという御指摘がございました。

3つ目の○としまして、都道府県に実施計画を立案させることとするとともに、政策目標の実現が順調に進んでいないときには、国として都道府県及び機構に対し、方針の見直しについて把握をし、コントロールをすべきではないか。また、各都道府県の進捗を評価する仕組みを国に設けることとすべきではないかという御指摘がございました。

1つ飛んで次の○からでございますけれども、既存の農地合理化法人の体制を追認するのではなく、経営に精通した者の役員への登用や、新規参入者も意思決定に参画できる仕組みの構築など、新たな組織にふさわしい体制のあり方を検討すべきではないかという指摘でございます。

その次に委託に関する指摘でございます。委託できる業務と委託先選定基準を明確化すべきではないか。民間事業者のノウハウが生かされる仕組みとなるのかという御指摘がございました。

そのほか農業委員会の関与に関する御指摘もございました。

運営委員会につきましては、上記の組織の見直しに伴いまして、運営委員会の設置機関やその役割を抜本的に見直す必要があるのではないかと。

運営委員会を抜本的に見直すこととする場合には、機構の職務執行の中立性を担保する監視・監督機能を高めるガバナンスの仕組みを構築する必要があるのではないかと御指摘がございします。

2 ページ「2. 農地の出し手について」でございます。

1つ目は不良農地の滞留の防止でありまして、利用されない農地に国費が投入されるリスクを防止すべく、例えば次の○に書いてございますように、貸付先が未定として管理することとなる農地について、面積の上限を設けるべきではないかという御指摘のほか、3番目の○、4番目の○に書いてございますように、著しく困難かどうかの基準あるいは圃場整備対象とする農地についての基準を明確化すべきではないかという御指摘がございました。

その次の括弧にございます出し手への財政措置のあり方という点については、まず1つ目にもありますように、所有者みずからが農地の適正な利用を確保する責務を自覚するための厳正な対処を組み込むべきではないかという御指摘、2つ目、3つ目の○につきまして、耕作放棄地を機構に貸し出す地主に対する補助金の観点から、あるいは機構が農地を返還する際の有益費償還の観点からのモラルハザードについての御指摘がございします。

3番目に、農地の受け手についてでございます。まず人・農地プランについてでございますけれども、先般のワーキングにおきましても市町村がどのような責任を負うのか不明である場合に、人・農地プランの法制化には慎重であるべきではないかという御指摘があったほか、人・農地プランを策定する際に地域外・農外関係者からの新しい発想を取り込むための参加機会の確保を拡張する必要があるのではないかと御指摘ですとか、人・

農地プランを農地利用配分計画の作成に用いたり、事実上の認可基準としたりすることのないようにすべきではないかという御指摘がございました。

公正な貸し付けルールにつきましては、貸し付け希望者の公募の実施を必須とすべきではないか。あるいは2つ目の○にありますように、貸付先を決定する具体的なルールを規定するとともに、貸し付けプロセス全体が公表される仕組みとすべきではないか。あるいはその次の○にございますように、貸し付けを希望して応募したものの、貸し付けを受けられなかった者に対して、異議を申述する機会を確保すべきではないかという御指摘もございました。

3 ページ、耕作放棄地対策、その他につきまして、農地台帳の整備に関して1カ所ログインすれば全国見られるようにすべきではないかという御指摘。今後の課題といたしまして農業委員会の役割、あるいは農水における農協の位置付け、戸別所得補償制度を含めた補助金の効率化・合理化の問題といったことが指摘されてございます。

私からは以上でございます。

○岡議長 ただいまの事務局の説明は、順番が逆のほうがよかったのかなと聞きながら思っていたのですけれども、農地中間管理機構に関して、今までの農水省とのヒアリングの場を通じていろいろ我々の意見を申し上げたわけですが、それを踏まえて、農水省から「修正の方向性」として10点示されたということであります。「修正の方向性」を先に説明しましたが、その後の「論点整理」で指摘したことがあったので「修正の方向性」が出てきた。こういうことでよろしいですか。

○中原参事官 御議論賜ればと存じます。

○岡議長 それでは、我々の意見を踏まえた論点整理に加え、現在、我々が農水省から説明を受けている「修正の方向性」をまとめると10点ぐらいありますが、そういったことを踏まえて意見交換をしたいと思います。

御意見、御質問、何でも結構であります。大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 ありがとうございます。

ただいま伺った10点の見直しの方向性の内容ですけれども、極めて前向きなものと言えないのではないかと思います。

私は前も6月以前の会議でも、規制改革というのはいわゆる担当省庁と規制改革会議が対立してけんかすることではなくて、担当省庁が専門的にやっておられることについて、違った観点から意見を申し上げて、それをできるだけ反映していただくという生産的、建設的なプロセスであるべきだということを申し上げたのですが、今回の中間管理機構に関する議論は、先ほど御説明いただいたような方向で原案が作成されるのであれば、大変前向きな例として位置付けることができるのではないかと思います。

その上で1点だけ、その方向性で進もうとした場合に注意していただきたいと私が感じたことを1点申し上げたいのですが、ただいまのお話ですと中間管理機構という機関が今

までイメージされていたのは、言ってみれば情報を集めてきて整理しておくというような、やや事務管理的なものから、より実質的な政策機能を果たすものになっていくのではないかと感じました。それは私どもも運営委員会とか、重層的にやらないで中間管理機構で集中的にちゃんとやるべきだということを申し上げてきたので、その方向性は全く正しいと思うのでありますが、そういうことになってきますと、中間管理機構に誰が具体的に勤めているのかといたしますか、日常的に中間管理機構の事務をやる人はどういう人なのかが、このプランが成功するかどうかを左右するすごい重要なポイントになってくるのではないかと思います。

これは若干私の偏見ではありますが、都道府県、自治体でやっておられるいろんな活動について、私の狭い経験でかかわったものを見ていて感じるのは、ともしますと都道府県ですといわゆる外にある機関に人を出すという場合の人事のあり方なんかは、若干消極的な面があると私は感じていまして、今回は中間管理機構の果たす役割の重要性を各都道府県の農業担当の方に理解していただいて、いわば重要な機関にふさわしい人たちを出していただき、実質的な政策形成がそこでできるように動かしていただくことを、農水省から強く御指導いただきたいと思った次第でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今、御紹介があった変更する10点の方向性で、その中身をお聞きしまして、機構の組織については例えば運営委員会を見直すとか、かなり前進が見られるのかなということで大変ありがたいことだと思っています。

ただ、前回の本会議でも寺田副大臣ほか、皆様から御指摘のあったいわゆる出し手のモラルハザードというのが、これはある意味ではそういう意図がなくても、そういうものを招きやすい仕組みになっているところが気になります。

農水省の方からの御説明にもありましたように、今、耕地として使われていないもので、これから高齢化される。そうすると相続ということで、ある意味では農業従事者ではない、さらにその地域に住んでいない相続を受けた方が、これをどうするかということを考えると、今の仕組みだと余り何も考えずにすぐ手を挙げて、この機構に貸したいという選択が一番経済的には何かいいような仕組みになっている。その1つの例が資料1にもありますように、農地の有益費の償還義務も免除する。こういう仕組みになっている。これもある意味では民法の原則の非常に特別なやり方だと思います。

これもその1つだと思うのですが、そうしますと、とにかく貸して損はないということになってしまう。また、ちょっとよくわからないのですけれども、それでバリューが上がったものをまたある年限をたって貸すと、さらにいいものとしてキャッシュフローが生まれてくる。今ですと雑草が生えているところをみずから管理するか、放っておくか。基本

的にはキャッシュが出ていくというのが、これによって完全にキャッシュが入ってくる仕組みで、なおかつその資産としても高まっていく。その高まった部分については負担がないという非常に結構な仕組みなのですが、結構過ぎるので、やはりここはモラルハザードの問題というものがある。

つまり、有益費の償還義務免除というのはいかがなものか。これは普通の民法の原則に立ち返るべきではないかという気がいたします。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

渡邊さん、どうぞ。

○渡邊専門委員 先ほどの大崎委員の御意見に対して、多少フォローするような関連の意見でございますが、前回の農業ワーキング・グループでも奥原局長さんから、中間管理機構で160万ヘクタールの農地を動かしていくんだという、23区の23倍の数字が出てきたのですけれども、これに対して現在の合理化法人の実績というのは、御提出いただいた資料によると年間1万ヘクタール弱なのです。もちろんこれは売買だから、これを賃貸にしてもっとたくさんを動かしていくんだということもあると思うのですけれども、果たしてこの合理化法人を改組して県の機構にしていくんだというお話がありました。本当にそれで160万ヘクタールの農地が動かせるのか。

都道府県から積み上げた目標が160万ヘクタールに届かなかったときには、どうやってこれを160万ヘクタールに届くようにお尻をたたくというか、目標を再設定して、より強力な実施計画をつくっていくのか。これについては全国で国なりそういったところから、この政策目標が達成できるような強力な指導とか後押しが必要であろうと思いますし、それと同時に、今までの県の合理化法人がここまで実績が出せていないというのも事実ですから、安易に合理化法人を改組して機構とすることのないように、実質的に動く組織をつくる。この2点を御検討いただけたらと考えております。

○岡議長 ありがとうございます。

本間先生、どうぞ。

○本間専門委員 ありがとうございます。

短期間で我々の議論を受けて検討していただいたことに関しては、非常に感謝しております。

しかしながら、やはり懸念というのが私自身には残っておりまして、きょうの資料1の2ページ目、農地の受け手について人・農地プランのところですが、これを法制化することがどうもまだ納得いかないと感じております。従来から申し上げておりますように、話し合いによる中心経営体を法制化していくと言うことは、話し合いですから、言わば、何でもありなわけですが。どんな経営体を中心として選ばれてきても、あるいは話し合いで決まってきたとしても、農政はそれに対して何らかのチェックを基本的にはできないわけです。で

すから、これも言葉が乱暴な気がしますが、政府が信用しさえすればいい加減に判を押すんだということになりはしないかという気がしております。

したがって、ここはあくまでも運動ですから、局長もそうおっしゃっていただけませんが、運動をいろんな形でサポートするのはありだと思うのですが、そこを行政の中心に据えて、いわばお墨つきを与える、法制化していく、その運動を法制化していくということがどうも私自身は納得できない気がするわけです。運動ですから方針も変われば、中に運動体の中心人物も変わっていく。そういうところをなぜ法制化しなければいけないのかということなのです。

法制化するということになれば、これは機構の配分計画とリンクしたり、認可基準となったりしていくということがあって、ほかからの新規参入の妨げになりはしないかということ懸念しております。one of themとして人・農地プランで上がってきた形態を活用すること自体は全く問題ないし、私もそれは賛成ですが、そこを法制化することの意味と意義について、もう一度検討していただけないかと思っております。

2番目、その上の出し手の財政措置の在り方は、既に佐久間委員が御指摘されましたので繰り返しませんけれども、これもたとえて恐縮なのですが、いわばぼろアパートを預けたら10年、15年たって帰ってきたときにはマンションになっていたという話ですね。これはきちんと有益費償還義務を課して、査定とかが難しいことは行政的な問題としてあると思うのですが、やはりそこは始めから償還義務を放棄することは必要ないのであって、きちんとこれを課して、その上でどういう査定をしていくかということは別途検討することが望ましいのではないのでしょうか。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、田中さん。

○田中専門委員 本間先生の関連のところですので、済みません、横から申しわけございません。

人・農地プランだけが認可基準になってしまうことへの大きな不安があります。人・農地プラン自体には非常にすばらしい仕組みで、大きな期待を現場としてもしておりますが、その反面、大きな不安もあります。これは新規参入者にとってということだけではなく、現にその地域で活躍している農家、これからさらに拡大しようとする意欲的な生産者、これまでも遊休農地を解消して地域を守ってきた、核となっている生産法人。新規参入企業も含めて、全てにおいて足かせとなってしまうような危険性も危惧をするところです。

決して人・農地プランがいけないということではありませんけれども、その中から外れてきたものに対してどれだけのバッファが持てるのかということ非常に心配しています。

現に例えば私たちが、全国の事例の中を紹介したいと思っておりますが、そもそも人・農地プ

ランが話し合いを開始されていなくて、中心経営体になれるかなれないかもわからない。中には市町村や農業委員会が例えば高齢化をしたり、いろいろな事情がありますけれども、どう取りまとめていいかわからないような状態にある中で、話し合いそのものが進んでいない。その中でどうやって中心経営体を決めていくのか。例えば地域によっては、これは地域によってはです。ある特定の人物や団体の思惑によって中心経営体が決まる、もしくは決まらないことになってしまう。例えば地域の農業の将来ビジョンがないままに行政的に、事務的に進んでいって、中心経営体の議論なく進んでしまう。いろいろな懸念だけ、今、悪い部分だけを挙げましたけれども、全ての地域において網羅できるのであればいいのですが、そうではない部分があります。当然これからさらに整備され、機能していくことになるのでしようけれども、現状の人・農地プランを前提とした仕組みでは、ある地域によっては一部の関係者に偏重し過ぎるケースも出てきて、その地域では農業に夢を持って、情熱を持って、より産業として発展させていくんだという意欲が持てないような産業になってしまうケースも出てくるのではないかと。そういうときに、人・農地プランだけが農地利用配分計画に、それだけが用いられたり、もしくは人・農地プランだけが認可基準になった場合に、そういったあぶれたところを違う形でフォローアップできる仕組みがあると、地域ごとに農業は展開されていますので、夢のある産業になっていくのではないかと感じています。

○岡議長 ありがとうございます。

副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 早目に退席しないといけないもので、恐縮でございます。

まさに市場があってマーケットのもとでリース料が設定される仕組みに全くなっていない。市場と全く隔絶した世界で貸し手のほうは営農の意思が、少なくとも貸す分については営農の意思がないのに税の恩典だけ続いて、リース料だけもらえるというまさにモラルハザード、そして滞留の問題があることは各委員御指摘のとおりであります。

そうであれば、よほど情報公開、リース契約の中身の情報公開と、新規参入をしやすくして、新規参入を奨励する。新規参入者に対するインセンティブがないと、この仕組みは極めて非対称な財政コストのかかる仕組みになってしまいます。

先ほどの中原参事官の10の改善点は多とするわけではありますが、あくまで人・農地プランへの参入緩和であって、農地に対する借り手の新規参入を奨励する仕組みとなっております。したがって、人・農地プランの指定法人や中核経営体あるいは中心営農者しか事実上参入できない。つまり、新たな規制を課す仕組みになっているのです。新たな規制の構築なのです。したがって、これはぜひ取っ払っていただかないと人・農地プランの法制化にも反対ですが、新規参入者に対して広く門戸を開放して、公正中立に選定する仕組みが要ると思いますが、せつかく農水省来られておられますのでこの御所見と、5月30日のときのやりとりで明確に、奥原局長は必ず所有も将来は検討すると御答弁されているわけ

であります。11回目の本会議であります。この点を再度、男に二言はないことを確認したいと思います。

○岡議長 松本専門委員、どうぞ。

○松本専門委員 ありがとうございます。

先ほどモラルハザードのことがいろいろ出ましたけれども、正直、農業現場にいますとこれは確定だなというぐらいの印象を持っております。確実に起こります。

実際、例えば我々域外、いわゆる町外に生産拡大をするときも、かなりよそ者ということでこの前もお話しましたけれども、暗躍をされて、ネガティブキャンペーンをされて、10年ぐらい争っている現状もあるわけです。ですので、そのあたりの厳しい、そういうことを想定した対策を十分に考えてやっておいていただかないと、非常にこれから拡大するというのが我々ですら苦勞しておりますので、新規参入に関してはもっと大変なことになるのではないかと思います。

いわゆる知事が認可してとか、そういうふうに県が1つのキーステーションになっているのですが、集落の人・農地プランも大事なのですけれども、現場で見えておりますと市町村の意識が非常に低い。そういうことを考えますと、市町村に危機感を理解していただくこともやっていただかないと、この中間機構自体が途中で頓挫することになりはしないか。そこを危惧しております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

北村さん、お願いします。

○北村専門委員 先ほど来の意見でもダブるところがあるのですけれども、修正案の中に入っていれば私はペーパーがないので精査できませんが、先日10日の会議でも農地の貸し付けに関するプロセスが透明化することを望んでいるという話をさせていただきました。それによって新しく参入する方々あるいは企業の方々が、私が現在、法人である以上は地元の関係機関に経営の中身がわかるように報告義務もありますし、5年に一度の計画書も出すという緻密な仕事もやっているわけです。そういう面も含めて新規に入られる方あるいは企業の方も、地元でそういうものを提出する義務が多少あるのではないかと思います。

また、松本さんが言われるような恣意的な貸し付けが発生しないように、おっしゃるとおりかなりそういう予想ができるわけですから、そういうものを緩和するには話し合いの中で決めていこうとすると、話し合いで解決していかないとなかなか法的にどうのこうのというのは難しいと思いますが、主張がお互いにかみ合うような仕組みづくり、組織づくりといいますか、それを整理するところをきちんと設けることが私は大切ではないかと思っております。お互いにそういう話し合いができて、解決をして納得する方法をとらないと、言いつ放し、やりっ放しの話になって、現場としてはそこだけが残るということにならないような仕組みづくりが必要ではないかと思っています。

○岡議長 ありがとうございます。

今までのところの感じでは、人・農地プランの話が結構多かったですのですが、これまで何度も奥原さんから説明を受けていますので、今日のやりとりを聴いて、人・農地プランに限定してコメントがあればいただきたいのですが。

○農林水産省（奥原局長） 人・農地プランは何度も御説明させていただいておりますが、地域から農地がまとまって出てくるということにしませんと、新規参入する方も、今いらっしゃる担い手の農家の方も、農業の規模を拡大していくこともできませんし、農地利用を集約化していくこともできない。まとまって農地が出てくるようにするためのプロセスが人・農地プランでございます。

24年度から始めましたので、まだ現在できているところは半分ぐらいですし、できているところも十分なものができているとは言えません。ですからこれは毎年皆さんで話し合っていて、見直しを繰り返していく。10年たったら本当にいいものにしていくということでないという意味がないのです。そのために今回の法制度の中では一番入れなければいけないのは、人・農地プランをつくるたびに毎年見直しをするんだということです。

それから、先ほど事務局から紹介がございましたが。このプランをつくるにはいつ、どこでやるかということもきちんと公表いたしますので、外部の方も参入していただけますし、新規参入を促進するんだということもこのプランの中身として、協議事項として明記をいたしますので、閉鎖的なものにならないように、そこらも十分注意をしたいと思っております。

人・農地プランで例えばこの人に貸すんだということが合意されたとしても、機構を通じたものについては、この機構が先ほどありましたように貸し付けのルールはきちんとつくって、これは知事の認可も受けて、このルールは公表もします。これにのっとなって機構の貸し付けは行われますので、人・農地プランよりも今回のルールのほうが、それをオーバーライドする仕組みになると思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

引き続き、安念さん。

○安念委員 男に二言の話はどうなったのですか。

私のはすごいテクニカルなので恐縮なのですが、例えば私が農地を借りたいと言って、受け手というか借り手のアプリカントになった、手を挙げたといたしましょう。これは中原さんの言うまさに新規参入。その場合、話し合いはするわけけれども、結局、農地利用配分計画上、私ははじかれるというか、借り手にはなれなかったとしましょう。その場合、法的な不服申立てというのはどうやってやるのかなというのが私の疑問です。いくつか選択肢を考えてみると計画そのものを処分のように見なして不服申立て、あるいは取消訴訟をするのか、それとも都道府県知事が認可をすと言っておられますから、都市計画決定みたいなもので、認可を処分として争うのか。さらには計画の公告みたいなものがあ

るとすれば、そこで権利変換が生ずるのだとすれば、それを争うのか。どれも争えないのか。それとも、どれかで争えるのだとして、争える場合の違法理由というのは一体何であるのか。テクニカルな話だから詰め切っておられないかもしれないけれども、イメージ的にでもどういうふうになるとお考えであるのか。お考えがあれば承りたいと思います。

○岡議長 今の点だけお願いします。

○農林水産省（奥原局長） 今の点でございますが、基本的に利用配分計画は機構がつくって、知事の認可を受けることになります。したがって、知事の認可に対して行政不服申し立てをすることになります。

そのときの見直しの理由としては、農地法や何かの法令の基準もありますし、今回の場合には機構がつくっている貸付先の選定のルールもございます。こういったものに違反しているときは、当然それについてはひっくり返ることもあるという話になると思います。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 人・農地プランで局長から御説明があったことで1点、補足してお尋ねしたいのですが、先ほど田中専門委員から人・農地プランにおいては、地域の中では話し合いそのものが進んでいないところが結構あって、その場合はある団体の思惑で決まったり、ある地域では一部の団体が偏重されたりすることになりかねないという御指摘がありました。話し合い自体を広く周知するにせよ、話し合い自体がなされていない場合、実質的に人・農地プランの運動が機能していない場合に、きちんとした運動体にしていくのかという仕掛けはどうなっていますでしょうか。

○岡議長 お願いします。

○農林水産省（奥原局長） 人・農地プランはあくまで任意ですから、強制的にという話ではないのです。市町村が自分の考えを幾つかのブロックに分けて、そこでもって話し合いをしましょうということを働きかけていますが、うまくいっているところもありますし、話し合いすら進まない。要するに、その地域の中では担い手になるような人が全くいない。だから話し合いようもないという地域も中にはあります。むしろそれはそれで情報なのです。この地域は担い手がないのだから、まとまった土地があれば外部から人を呼んでくる。例えば隣の町の法人経営であったり、企業の方でも入っていただくような場所ということになります。そういったことも含めてこの機構が全部見ていって、そういったところには公募の受け手を入れていけばいいわけですから、そういうふうに使っていけばいいという話だと思っております。

○岡議長 大臣、どうぞ。

○稲田大臣 関連して奥原さん、人・農地プランを法制化することの意味と意義という質問があったかと思えます。それと前回の話し合いの中でもあった、法制化したときの行政の責任のあり方について、お答えいただければと思います。

○岡議長 お願いします。

○農林水産省（奥原局長） 法制化の意味ですけれども、これまでの我々の農地行政の1つの反省点でもあります。例えば農地法を少し直すとか、法律さえ変えれば世の中は変わって行って農地が動くのではないかと思ってきたところが随分あるわけです。ですが、この土地の問題というのは都市部でもそうですけれども、そう簡単に動くわけではありません。特に農村の場合には農地解放の結果ですが、非常に小さい規模で高齢の方でまだ残っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃる。この方々がそこに住んでいるということもありますけれども、自分の持っている土地についての執着は物すごくあるわけです。

この人・農地プランでの話し合いというのは、その地域の将来の農業がどうなるかということと、自分の経営をどうするかという、総論と各論を一致させるプロセスとして話し合いを繰り返してもらうということなのです。

このプロセスがないと、幾ら機構をつくってみても農地は全然出てこない。参入したい方はいっぱいいる。あるいは規模を拡大したいという農家の方はいらっしゃるけれども、なかなかそこにまとまった面積が集まらない。こういうことになります。そういう意味でこの土地が円滑に出てきて、流動化できるような基礎として現場での運動がきちんと進む。毎年見直しが進んでいくというプロセスをきちんと入れておきたい。これは市町村のイニシアチブで進むという形のをきちんと入れておきたい。こういうふうに考えております。

○大田議長代理 あくまで任意の運動体。だけれども、それを法制化することになりますと、まさに論点整理にもあるように、市町村はどんな責任を負うのか。どこも責任を負わないような任意のもので話し合いをやっているところもやっていないところもあるというようなものを法制化することの意味を改めて伺いたいと思います。

○農林水産省（奥原局長） 実際に話し合いができない、全く成立しないところもあるわけです。そこで無理にやらせることにはほとんど意味がないと思いますが、現在17,000の地域でもって人・農地プランをつくらうということ市町村も決めているわけです。現在できているのはその半分ぐらいですけれども、このやろうとしているところについてはどんどんやっていただきたいし、その上で毎年見直しをかけていくというのを法律にきちんと書いて、市町村にどんどんやらせようというインセンティブをつけるためには、法律に書かなければいけないと私は思っております。

○大田議長代理 責任は市町村が負うわけですか。

○農林水産省（奥原局長） プランについての作成責任は市町村が負います。話し合いは1つのベースで、これを踏まえて市町村が整理した上で、プランは市町村が作ります。

○金丸委員 私は農業ワーキング・グループの座長として、直接気になったことは奥原さんにコンタクトしたりしているものですから、背景についての理解が多少は進んでいると思いますので、今、議論に出ていないところも含めて補足したいと思います。私も実は人・農地プランは、法制度に盛り込むということだったものですから非常に気になったのです。その懸念というのは、この人・農地プランのクオリティはそんなに高くないのではないかと

とずっと思っているものですから、そのクオリティが高くないものとか、現状に縛られているとか、現状からそんなに前進しないような案とかができるのではないかと考えていて、そうするとあまり品質が高くないものが、以降の新規参入者の参入で可能性等も縛るのではないかとということで、それを奥原さんにずっと確認をしてまいりました。

局長との会話では、以降のプロセスの大きな意思決定にこのプランは影響を及ぼさないというお話をいただきました。一方で、奥原局長は、これは私も多少理解を示したところなのですけれども、何も話し合いが行われたというエビデンスもないところに新規参入者が人が行くきっかけも作りにくいということがあるかもしれないので、スタートとしてはいいのではないかと。

人・農地プランというのは、まず地域の人たち、1万7,000の地域の人たちが一応作成をするという義務を負う。だけれども、その品質が決して高いと思われないものをまとめて、もっといいものにしていく責任は市町村にあるべきだ。だから人・農地プランを作成させるのは行政で、実行するのは地域の方々で、だから人・農地プランの責任者は市町村にすべきだと。それならわかるかなと思っています。

そして、今度は人・農地プランが何回かのやりとりでずっと進化していくということを奥原局長おっしゃっているのでも、市町村が責任を持った人・農地プランを、今度は束ねて県単位で事業計画みたいなものにつくり上げていく責任は、私は県が負うべきだと考えています。論点の3番目に加えているのは、都道府県に実施計画を立案させて、これを実施する中で滞留の在庫も含めてバランスは多分崩れると思うのでそのバランスが崩れたときにどうするかという責任も県が負う。さらに、その進捗に応じて国費の投入するものについては、途中でやめるとか引き上げるとか、あるいは賃貸の解除契約をもっと促進させることも含めてやるのが、農水省の責任ではないかというのが私の理解なのです。

今の私の理解が間違っていたら局長から言っていただきたいのですが、今はそんなふうに理解しています。

そして、今の話に加えて、局長が出してきていただいているきょうの資料の2ページ目に、再委託の可能性のある業務と、再委託してはいけない業務を分けていただいたのですが、ここを皆様にとってぜひ考えていただきたいと思います。先ほど大崎さんがおっしゃったとおりで、この農地中間管理機構の中にどんな人が集まって、どんな役割を演じるのかというイメージがまだつかめていないのです。この2ページの絵を見ると、ペケのところは他に委託しない業務で、つまり中間管理機構が御自身の責任において自分でやるとおっしゃっているところです。それでペケがついていないところは委託をする業務です。直接委託をすと言っておられるのですけれども、特に農地の借り受けのところの出し手の掘り起しと当該地域の確認等々所有者との交渉、さらに農地の貸し付けの受け手希望者等との交渉というのが、一番時間と手間暇がかかる、仕事の一番重要なことではないかと思うのです。これはワーキング・グループの中でも、ほかの委員からも出たのですが、この

一番時間と手間暇のかかる部分を外に出すとすると、中間管理機構というのは決定だけなので、すごく軽い組織というイメージになります。こうしたイメージをもし奥原さんたちが持っていらっしゃるのであれば、この中間管理機構を今既にある農地合理化法人が担うことになるのは相当無理があるのではないかと思います。この組織はこの間、長谷川委員が御要求された資料によると、何百人からほんのちょっとの人数であったり、役割も人物像も県ごとに全然ばらばらな組織なのです。だから軽い組織になるのか、ちゃんと仕事をする組織になるのか。ちゃんと仕事をする組織というのは、ちゃんと仕事をするというのほどの行為をちゃんとしようとしているのかを明確にする必要があります。私は掘り起しと手間暇をかけていろんな市町村に出かけて行って、例えば市町村のまとめていただいた人・農地プランだと、これは全然いけませんよねと助言するとか、日々ルーチンワークでやらなければいけないのではないかと考えています。でもそれを委託すると言っていると、そこはどんな人に頼もうとしているのか。その人が今、既に存在している人だったら、今までだってできたのではないかと思うのです。この人物像も含めて、組織の中身のイメージをぜひ皆さんにお考えいただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 私は人・農地プランが話し合いだという話が先ほどから出ているのだけれども、そこが既にわからないわけです。つまりプランだというのだから、話し合いをしてそれを決めるわけでしょう。何かを。その決めるときにどのように決定するのか。その決め方もよくわからない。仮に地元の方たちが話し合いをして決めるのだとなって、多数決で決めるんですよということだとすると、結局、地元の人たちが話し合って、先ほど暗躍とかいう話もあったのだけれども、そこで決め方によっては結局、新規参入を結果として排除することになりはしないか。そこもわからずに法制化することになると、結局、機構のところを持ってくる前に、まず地元の人たちの同意を得て、つまり新しく入る人が、あなたが人・農地プランの中に入ってくださいよという、そこがないと、そもそも参入できないということになってしまうと、結局、人・農地プランに入るかどうかという話が事実上の認可基準なんだということになりはしないかということなので、私はもちろん法制化も反対ですし、プランが話し合いだという説明だけでは全く不十分で、話し合った結果どうするんだ。決めるときにはどうやって物事を決めるのか。そこまではっきり言っていたかないと、法制化という話にはそぐわないと思います。

○岡議長 今の長谷川さんの最後の部分に対して回答をお願いしますか。

○農林水産省（奥原局長） 人・農地プランをつくるときのプロセスを正確に御説明いたしますと、まずは市町村が一定の地域の方の農家を集めて話し合いをやっていただきます。これは1回で終わらないかもしれないので、何回もやっているところがありますが、その話し合いをもとにして市町村でこのプランを書きます。中心経営体がどこかとか、そこ

の農地の流動化をどう進めるかということを書いたプランをつくる。このプランを市町村は検討会を開きます。この検討会はその地域の担い手の方とか、第三者も入っていただいて検討会を開いていまして、そこでオーソライズされたものを市町村は最終的にプランとして決めるというプロセスを今やっているということでございます。

もう一つ、プランの影響の話ですが、第1回農業ワーキング・グループ資料の3枚紙がございますが、これの1枚紙をごらんいただきたいと思います。ここに借り受けのプロセスと貸し付けのプロセスが載っておりますけれども、人・農地プランが全体のベースになっているという話ではないのです。農地が出てくるためにはこういう話し合いは必須だと我々は思っていますが、一方で貸し付けのプロセス、誰に貸すかという話のときは、右側を見ていただきますと機構が地方公共団体、市町村からいろんな受け手の希望者の情報を集める。この1つに人・農地プランの中心経営体も入ると言っているだけなのです。

一方で右側ですけれども、機構は受け手の希望者を公募する。これは中心経営体であろうがなかろうが、現在農業と関係ない人も含めてやりたい人が手を挙げていただければいいわけですから、このプロセスから始まりますので、この人・農地プランがなければ借り入れないとか、そういう話では全くないということでございます。

○岡議長 ありがとうございます。よろしいですか。

○長谷川委員 そうすると、市町村が検討会をやったときの話し合い、今のお話だと地元の方あるいは第三者というお話も今、されたけれども、結局は市町村と地元の方が中心で決めるという話で理解してよろしいですか。

○農林水産省（奥原局長） 人・農地プランの決定については、その方々中心になると思います。それは地域の合意で土地を出していこうとか、基本的にはそういう話ですから。

○岡議長 松本さん、どうぞ。

○松本専門委員 ありがとうございます。

人・農地プランの問題点がいろいろ出ているのですけれども、恐らく想定される問題としてもう一つ、この地域は例えば水田地帯だとすれば、米をつくる人ならばいいよとかいうふうなことも、いわゆる品目の縛りが人・農地プランの中に盛り込まれることも当然考えられるわけです。品目についてはやっちはいけないよと書いていないわけですから、品目を例えば米だけというふうにやられてしまうと、例えば露地野菜の人は入れないとか、施設園芸の人は入れないという課題が出てきます。そういうことも想定しておかないと、機構に入ってからいろいろ制限はないと認識できるのですけれども、人・農地プランのときにそういうことをローカルルール的につくられてしまう可能性はないのでしょうか。

○岡議長 かなりの各論ですけれども、よろしかったら。

○農林水産省（奥原局長） 地域の話し合いの中でどういう話になるかというのは、それはいろんなケースがあると思います。ですが、機構を通して農地の貸し借りをすることになれば、当然機構がつくっている貸し付けのルール、これは知事の認可まで受けて、これ

がかぶりますから、そこは公正に行われることとなります。

そのときに水田で米以外のものをつくるのが積極的にいいかどうかは、これはルールの中できちんと判断しなければいけないことでもあると思います。

○岡議長 林さん、どうぞ。

○林委員 ワーキングのほうでもいろいろ意見を申し上げてきたので、今日は3点だけ申し上げたいと思います。9月10日農業ワーキング・グループ資料の1ページのフローを見ますと、貸し付けプロセスの情報の1つとして人・農地プランが挙がっているわけですが、ただいま奥原局長からの御説明もあったように、人・農地プランで仮に担い手の中心経営体の策定をされたとしても、必ず機構は受け手希望者を公募するということが、必ず担保されているという前提で理解をしております。

その上で申し上げるのですけれども、8月22日の第14回規制改革会議の説明資料の14ページに、人・農地プランの概要というものがあります。これは既存の人・農地プランの概要だと思うのです。今度新しい中間機構をつくって行うのであれば、人・農地プランはむしろ借り受け等プロセスのフローのほう、9月10日農業ワーキング・グループ資料の1ページのフローチャートでいったら、右側の貸し付けプロセスの情報ではなく、左側の借り受けプロセスの農地の出し手、どうやって農地を集めるかというところの議論をする場としては意味があるかと思います。奥原局長も農地が出てくるために、人・農地プランは必須だとおっしゃっていました。

その部分では零細な農地をお持ちの方々が地元で集まって将来性を考えて、みんなで農地を出そうということをお話いただくのは意味があると思います。しかしながら、8月22日の資料の14ページの人・農地プラン、これまでの人・農地プランの中身には、未来の設計図として将来、誰が、どう使うかという品目のことまで含めて話すような内容になっております。集積化して、新規の方がよりよい使い方を考えて、これからの魅力ある農業をつくっていこうという案とは、やはり今までの人・農地プランは矛盾があるのではないかと思います。人・農地プランというタイトルはともかくとして、その在り方はあくまでも農地を出していくために地元で話し合っていた場にシフトするのがよろしいのではないかと思います。

次に農地をいかに出すかという点です。最初に渡邊専門委員からお話のあった点、フィージビリティスタディの点は非常に重要だと思うのです。そのためには今、現状のままいってしまって農地を出さないという点で、一番、インセンティブを阻害しているのは数多くの補助金、戸別所得補償、今は経営安定化という名前になっているかと思いますが、そういったものの存続であると思います。そういったばらまきをやめることが、出手側のインセンティブを高めるためには必須ではないかと思うので、政治のほうにもぜひお願いしたいと思うのですが、そこをこの際、見直していただきたいと思います。

また、補助金などのアメで誘導するよりは、税制面も含め今、言った補助金の見直しな

ども含めたムチを主体に政策をお考えいただきたいと思います。

最後に、機構のあり方です。機能的に回るかどうかは、今日の資料1の「機構の組織について」の中でも2点、書かれているように、これまでの農地保有合理化法人の体制の追認ではいけない、看板の掛け替えではいけないと思います。人員数や役員数、役員の選任も含めて完全に合理化して、そして機能に必要な部分に限って、そして、その機能を遂行するのにふさわしい、こういった土地の利用に精通した方を役員に登用することをお考えいただきたいと思いますし、既存の合理化事業とか円滑事業などの類似制度の整理は必須であると思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

滝さん、どうぞ。

○滝委員 今回は本気でやろうという最後のチャンスということなのだと思います。食管法ができてから60年を超え、あらゆるモラルハザードに関してかたまりのごとくなっている、特にポテンシャルのある北海道などはそうだと思いますけれども、そういう中であって、今回、よしやろうと産官学民一緒にやっていくのだと。1年ごとに見直すということと、話し合いを強制的にさせるということと、そこでの成功事例を徹底的にわかりやすく国民に開示し、その成功事例を、横浜の待機児童対策ではないですけれども、徹底的に示していく。TPPも含め、国民全体がやってみようという意識が大きく、今は非常に関心が高いですね。そういう中であって毎回見直し、話し合いをさせる。過去にはものすごいモラルハザードのかたまりみたいなものがあるわけですから、それを抜きにして前に進めないわけです。徹底的に前向きに日本の農産物を産業化させるんだ、いいものをより高めて生産性を上げてブランドアップして、場合によってはオランダに負けないものにするんだという、皆さんの心の中にやる気があるという前提の中で、徹底的に進める。議論の入口のところからやらないつもりでモラルハザードになるはずだと決めつけないで。1年ごとに見直すということで強制的に話し合いを進めるというのは、ある意味で国の力を持って以外にできないことではないかと思っています。私は、そんな意味でスピード感を含めて、この方向で何とかやってみられないものかなと思う1人でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 人・農地プランについて1点、非常に単純な質問をさせていただきたいと思います。

人・農地プランを農業以外の産業でやれば、当然競争法上の問題が出るということなので、もちろん、人・農地プランが法制化されれば独禁法適用除外ということに当然なるのだらうと思いますが、今の時点でこれはそもそも競争政策の範囲外と、端的に独禁法の適用はされないと制度上なっているのでしょうか。これは質問だけです。

○農林水産省（奥原局長） 基本的にこれはカルテル行為ではないと思っていますので、自分たちの農産物を幾らで売るかとか、こういう話でもなくて、地域の中で農地をどういうふうに動かしていくか、誰が誰に貸すかとか、こういう話ですので、基本的に独禁法との関係はないと我々は思っています。

○佐久間委員 私は農業について詳しくありませんが、農業以外ではこれと同じことをやれば、当然カルテルとなろうかと思えます。もちろん個別事情とか程度などいろいろありますけれども、基本的には価格以外でも当然カルテルというものが成立するわけですので、今のお答えというのはよくわからなかったというのが感想です。

○岡議長 今時間があれば、その議論をここでやりたいのですが、大分時間がオーバーしていますので、そういう見解があるということを受けとめていただければと思います。今日は、皆さんから幅広く、また大変突っ込んだ部分も含めて御意見をいただきました。ありがとうございました。

私自身もこのテーマについて、何回も話を聴かせていただいて、先ほど滝さんもおっしゃってましたけれども、今までよりも農水省の皆さんの検討がより積極的になっているなという印象を持っています。この背景には、やはりこのままいったら農業はだめになってしまうんだということに対する危機感があるのではないかと。農水省のみならず、関係者の皆さんに大分危機感が深まってきているのではないかとこの印象を持っております。是非、「競争力のある、魅力のある、成長産業化する農業をつくるんだ」という政策目標の実現のために、この構想を有効なものとして活かしていただきたいと思えます。

今日、金丸さんもおっしゃっていましたが、私自身も、国、都道府県、中間機構、市町村、それぞれのところの権限と責任を明確にすること、そして、国から市町村までの縦のラインでは政策目標を共有して、しっかりと政策実現に結びつけることが大変重要なのだらうと思えます。その中で、中間機構の組織体、人員構成等々も含めて、まだ明確なイメージが持っていない部分がありますので、ここをもう少し詰めていただく必要があると思えますが、是非そのような形で実現していただきたいと思えます。

あと、機構の農地の借受けの部分にモラルハザートのかたまりがあるというお話もありましたけれども、私は機構がこの政策目標に合致する土地を借りるというのが一番簡単な整理なのかなと思っています。大規模集約化できて、競争力のある、魅力のある農業に資するような農地を借り受けて、それを中間機構がきちんと整理整頓して、この政策目標に同意する担い手が農業をやっていくということだと思えます。そして、貸付けについては、公正公平に新規参入者を含めて差をつけないフェアなシステム。個別にはいろいろありますが、大きなイメージとしてはそんなふうに考えております。是非、その方向で引き続きご検討をお願いしたいと思います。

本件は今期スタートしたこの会議の最優先案件の第1号であります。今日の委員あるいは専門委員の皆様からの御意見、また農水省からの「修正の方向性」の話も全部踏まえま

して、最優先案件の意見といったものを取りまとめて公表したいと考えております。できれば、次回9月19日の本会議、できればといいますのは、多少柔軟性を持たせたいのでそう言っているのですけれども、またそこで御議論いただきたい。その議論のための最終文案を私と大田議長代理で今までの皆さんの意見を踏まえて取りまとめたいと思います。そういう形で進めることについて皆さんの御同意をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

農水省の皆さん、たびたび御苦勞様でした。ありがとうございます。

(農林水産省関係者退室)

○岡議長 それでは、次に議題2の「一般用医薬品のインターネット販売」に移ります。本件は、今期、私どもが前期の答申の中から「重点的フォローアップ事項」として12項目を選びましたが、その1つでございます。3月に我々の当時の見解を公表し、この案件が我々の答申あるいは閣議決定された実施計画に沿って実現されることをしっかりと見守っていきたいと考えております。重点的フォローアップ項目の取組につきましては、次回の会議で項目ごとに時間軸をセットして議論する予定でしたが、この案件に関しましては、種々の動きが大変スピーディーに進んでおりますので、それでは間に合わない判断し、本件については先行して重点フォローアップに取り組みたいということで、健康・医療ワーキング・グループに対し、現時点での当会議としての意見をまとめたので案を作成していただくことをお願いしました。昨日、ワーキング会合を開き、厚生労働省のヒアリングもしていただきましたので、まず、一般用医薬品のインターネット販売に関する我々の意見の案を翁座長から御紹介いただいて、意見交換に入りたいと思います。それでは、翁さん、よろしく申し上げます。

○翁委員 健康・医療ワーキング・グループでは、議長からの御指示を踏まえまして、一般用医薬品のインターネット販売のフォローアップとして昨日、稲田大臣、大田議長代理にも御参加いただきまして、ワーキング・グループを開催しまして意見案を取りまとめました。

資料2をごらんください。一般用医薬品の販売ルールにつきましては、6月の閣議決定を踏まえまして、厚生労働省におきましてスイッチ直後品目等と販売ルール等の検討が8月以降、数回開催されて、検討が行われてきているところでございます。

しかしながら、検討会におきまして全ての一般用医薬品をインターネットで販売できるようにするという、当会議が求めてきた趣旨に反した意見が多く出されている状況を踏まえまして、閣議決定した前提に立ち戻った議論を行っていただくための意見を行うものでございます。

意見案をごらんいただきたいと思いますが、まず、最初の○でございますが、こちらは本年3月の見解案の公表から、本年6月の閣議決定の内容など、これまでの経緯を記載しております。

2番目の○でございますが、こちらは今回の意見を提出する背景、問題意識を記載しております。昨日の厚生労働省からのヒアリングの内容や、専門家会合の議論の経過を見る限り、閣議決定の趣旨に反して28品目についてインターネット販売が制約する方向で議論が進められることが懸念される場所であるということを書いてございます。

これらの状況を踏まえまして、3番目の○について、規制改革としての要請事項を3点記載しております。これを読み上げさせていただきたいと思っております。

1点目でございますが、インターネット販売と対面販売とに不合理な差を設けることなく、閣議決定の趣旨に沿った結論を得ることを要請する。また、インターネット販売に過剰な規制を設け、国民の利便性が損なわれることがないように、十分留意すべきである。

2点目。28品目の取り扱いに係る今後の審議及び取りまとめに当たっては、6月の閣議決定内容に従い、インターネット販売と対面販売とに合理的根拠のない差を設けないこと。それぞれの販売形態の特性を踏まえた合理的かつ客観的な検討を行った上で、双方に安全性確保の仕組みを設けること。

3点目。取りまとめに当たっては、さきの最高裁判決（平成25年1月11日）の指摘を踏まえ、正当な理由なく憲法第22条1項の職業選択の自由や職業活動の自由を制限することにならないよう、十分配慮すること。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして御意見をいただきたいと思っております。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 こういうタイミングで閣議決定の趣旨に反したような検討が進んでいることにいわば牽制をするというのは非常にいいことだと思っております。ぜひ早急に意見を取りまとめて、公表すべきだと思います。

1点だけ確認したいのですが、2番目の文章です。最後のところに「双方に安全性確保の仕組みを設けること」となっているのですが、少なくとも私どもの理解は、現在、一般用医薬品の対面販売においては十分な安全性が確保されているという前提だと思うのです。ですから、確かに「双方に」というのはインターネットだけに過剰な規制を課すことなくという気持ちが入っているとは思いますが、対面のほうにも不要な規制が加わるという話になると、やぶ蛇と言うのですか、何か本末転倒な結果になりかねないので、同等であればよけいな規制を入れてもいいということでは全くないと思うのです。現状、対面販売の今の状態で何ら問題がないというのは、我々の議論の大前提だと思うので、ここはそういう前提で読めば特段気にすることはないのかもしれないかもしれませんが、若干私は気

になりました。

○岡議長 松村さん、どうぞ。

○松村委員 意見というより確認をしたいのですけれども、文章全体としてインターネット販売と対面販売の間で不当な差別をしない、根拠のない差別をしないということは強く出ていて非常にいいと思います。一方、仮に最も極端なケースで28品目は対面もインターネットも禁止という案が出てきたとして、そうするとどちらも禁止だから差別はしていないことになります。それはこの文章の趣旨に合っていて問題ないのか。それとも、そんなことをしたらむしろ国民の利便性を著しく損なうわけですから、それは困るということはこの文章の中に入っているのか。もし入っているとすればどこの文章で読めばいいのか教えていただけますか。

○岡議長 今の松村さんの部分については私からお答えします。

私としては、この文章にそれは入っていないと思います。「入っていないというのはどういうことか」ということなのですが、もし厚労省が28品目については安全確保ができないので、インターネットでの販売も薬局での対面販売も同等に一旦やめますよということが、もし万が一の話ですが、あった場合、このペーパーだったら、やむを得ませんということになると思います。それでいいということを行っているわけではありませんが、このペーパーではそういうことになると思います。だから、皆さんがそれはまずいよということだったら修正を加えたらいいと思いますが、このペーパーはそうなっていると思います。

○安念委員 私も今の議長の御指摘は全く正当なものだと思います。つまり、我々は別に処方箋医薬品と一般用医薬品の線をどこで引くべきかということ議論してはいないので、してもいいのです。してもいいのですが、この文脈ではしておりませんので、その区分けがまず前提として我々に所与のものとして与えられている。その上で一般用医薬品については量、販売経路によって差別するなということであると思われるので、私は今の整理で極めて適切だと感じました。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

松村さん、どうぞ。

○松村委員 先程は確認だったので、これからは意見です。規制改革会議がインターネット販売と対面販売で不当な差別をするなど言った結果として、以前よりも不便な世界になるのは決して望ましいことではなく、そのような安易な方向に行かないようにと釘を刺す必要が、もし本当にそんなことになる懸念があるのなら、必要があるのではないか。先ほど万が一と言いましたが、そんなことはありそうにないということなら、わざわざ言うことはないと思うのですが。

○岡議長 その点について、私の個人的見解ですけれども、所管省庁が28品目全部かどうかは別ですが、一般用医薬品にするという判断をされたら、安全を確保する手立てを考えるのはその所管省庁の役割ではないか。国民の利便性と安全性の両立を考えるのがまさに

所管省庁の仕事であって、それができないのだったら、一旦安全を優先するから引きますよという判断は28品目まとめてall or nothingではないように私は思います。28品目の中身を見ますと、いろいろございますので、そこはむしろ所管省庁の判断ではないか。したがって、我々の方から、「戻したら困りますよ。だから差別は認めますよ」ということは言うべきではないと考えます。

○松村委員 しつこくて申しわけないのですが、その判断は専門のところやるというのは当然のこと。しかし、その専門家、専門部署が、対面だったらOKだという判断を一旦下した。対面とインターネットを不当に差別しないという原則が貫徹するなら対面のほうで認めるものはインターネットで認めなければならない。インターネットのほうの方がより危ない。より危ないインターネット販売も同時に認めなければならないなら、以前は対面に限定していたから大丈夫だと判断したのだけれども、インターネットも許されることになったということを前提にすればだめだと判断するのは、理屈としてはインターネットのほうで危ないということを前提としているわけで、それはこの趣旨に反している。数が28かそれより少なくなるかどうかという問題ではなく、どこで線引きするかという問題ではなく、理念の問題、基本原則の問題です。このような対応を所轄官庁の判断だからと任せてもよいのでしょうか。

ただ、一般論として、元々の判断が誤りであった。対面販売限定であろうと無かろうと、やはり危ないので戻します、かつての判断は間違っていた、というなら、所管官庁の責任と裁量の範囲だと思います。しかしインターネットに広げるということを前提とすると危ないので、取り消す、元に戻すというのは、この趣旨に反していると私は思います。

○岡議長 皆さんからほかの意見があれば。では、森下さん、どうぞ。

○森下委員 専門家の目から見ると、今、議長が言われたように28品目全部がだめというのではなくて、幾つかはどうかというのがあるのは事実だと思うのです。ただ、それはインターネットが危ないというのではなくて、販売特性に違いがあると思うのです。だから販売特性に応じて何らかの形の見直しを要するのかなという気がいたします。

むしろ問題は、きのうのヒアリングで思ったのは、規制改革会議で持っている考え方とか閣議決定された内容というのが、必ずしも審議会の先生方のところに話が伝わっていないのではないか。どういう観点で議論をすべきかというポイントがわかっていないというか、明確になっていないので、正直、議論が迷走しているのではないかと。むしろ文面としてはこれで私はいいのではないかと思います。逆に規制改革会議なり閣議決定の内容というかポイントを、規制改革会議の側からこういう観点で議論してほしいというのを別文面なり、あるいはポイントシートなりで出して、そこを盛り込んでもらうという形にしたほうがいいのではないかと。

非常にここの議論と温度差があり過ぎて、恐らく厚労省が十分伝え切れていない。あるいは伝えるような雰囲気がないのかもしれませんが、そこが永遠に続くと毎回こう

いう議論が続きますので、ぜひどういうポイントを我々がこだわっているのかという話を明確にして、厚労省サイドに投げて、それを審議会で見てもらって、今の議論で本当にいかどうか。そのポイントに合っていないければ、再度私どものほうで文句を言うという形がいいのではないかという気がいたします。

○岡議長 今の森下さんの思いをかなり考えて今回この意見を出そうということになったものです。このまま様子を見ているという選択肢も実はあったわけですが、おっしゃられるように、我々が3月に出した見解、あるいは閣議決定の趣旨が検討会の皆さんにどれだけ理解されているのか、若干不安な部分がありましたので、最終決定が出る前に、もう一度3月の見解と我々の答申の基本的な部分をこのタイミングで意見として公表する必要があるのではないかと思ったわけであります。

今おっしゃられた、もっとこれにアタッチメントを追加した方がいいのであれば、翁さんの方で御検討いただいたらと思います。

○森下委員 岡議長の言われたとおりだと思いますけれども、この文章と別に何らかの形でポイントが、非公式でいいのですけれども、お渡ししたほうが、どうも話していてもまだ話がつながっていないのではないかという思いがどうしてもあって、丁寧にやらないと恐らく伝わらないように思います。依然として齟齬があるように私は思います。

○岡議長 ちょっと検討させていただきます。

金丸さん、どうぞ。

○金丸委員 少し戻るのですけれども、先ほどの松村先生の指摘に賛成です。両方やめてしまえば差別がないというのは間違いで、差別があったから全部引っ込めるということに、実はなっていると思うのです。というのは、先ほどの議論は対面販売OKだったものを、新しいものが出てきて、新しいものを許容できないので、もう一回古いものに戻ることなのです。これは国全体として今後ありとあらゆる分野で、教育も含めて、遠隔でやろうと言っているときに、それはやはり対面がすばらしいという話につながっていく論理で、日本の国として危機に陥ると思います。これは全然譲れない線で、元に戻るなんてことはあり得ないと思います。

ただ、薬の中の本当の純粋な専門性で、ちょっとこれはフライングだったというのであれば、その場合は対面に出したのが間違いだったということ認めて、その薬とお医者さんというか、医学の専門家がこれは間違いであったと認めて、自分の間違いによって戻したということにすべきで、そうしてくれない限りこれは筋が違う。

そして、このペーパーなのですけれども、この論理展開というのは上の2つが今までのことのサマリーで書き出しがあって、一番最後の○が政府に対して適切な対応を要請するということになっています。そうしますと、要請する1番目は、一番最初の書き出しのネットがどうかか対面がどうかではなくて、そういうものを販売するときに何か専門的な留意するところを話すのが筋だという論点の進め方みたいなものを0番というか、その前

に加えておくべきだと思います。そうでないと、1と2と3はこれまでのことなので、一番上の議論の論点がずれてしまいます。今そういう方向性になっているので、もう一回、上のところをこういう議論で進めてくださいということを政府にお願いすべきではないかと思います。

厚労省の中で議論があって、それが閣議決定と異なるものであって、あるいは最高裁の判決も異なっているのだったら、これを是正するのは政府の仕事なのです。我々は厚労省ではなくて政府によるということなので、この調整はぜひお願いしたいと思います。

○岡議長 我々もこれを政府に求めているわけです。我々はかくあるべし、あるいはそうあってほしいということを申し上げる。厚労省の検討会でいろんな意見がある中では、ひょっとしたら違う意見があるのかもしれませんが。しかし、最後は政府が責任をとって判断するしかないと思っています。

今、金丸さんから、1～3の前に文章を加えるという御提案をいただいたのだけれども、それは事務局でフォローアップしていただけますか。あるいは金丸さん、ドラフトアップできますか。お願いします。

他いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、今の金丸さんからいただいたアイデアを事務局経由で後ほど私が頂戴して、大田議長代理とも相談して、今日御提示した文案を一部修正することを含めて御一任いただけますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、別の件ですか。

○大崎委員 私は何となく今までの議論で文章の趣旨も大分クリアになってきたと思うので、修文が絶対的に必要だとは私は最初申し上げた点については思いませんので、その点はいいのですが、意見を出すときに、先ほどの森下委員の御指摘を受けて思ったのですけれども、ぜひ厚労省の専門家会合のメンバーに配付していただくといいのかなど。別途、何かをつけるというのはややこしいと思うのですけれども、こういうことなのではないですかということを念押ししていただいたらいいのではないかと思います。

○翁委員 昨日、ワーキング・グループで私どもの考え方は厚労省にお伝えしました。そのとき厚生労働省は、その趣旨はわかっていますという説明をされていたのですけれども、検討会の専門家の方々はこの意見書を見ていただいて、専門家会議で、どういう趣旨で議論を行っているのかということを徹底していただくことを厚生労働省にはお願いしたいと思います。

○大田議長代理 文言だけなのですが、スイッチというのはやはり一般の方にはわからないので、一般用医薬品への転換という文言でお願いします。

○岡議長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

時間が押していますので、申し訳ございません。先に行きたいと思います。

それでは、議題3の「各ワーキング・グループの今後の検討事項」について、それぞれ案をつくっていただきましたので、本日御議論をいただき、本会議として決定したいと思っております。

それでは、各ワーキング・グループの検討項目案を各座長から一括して御説明をお願いします。順番は健康・医療ワーキング・グループの翁さん。雇用は鶴さんがおられないので事務局から。創業・IT等は安念委員。農業は金丸委員。貿易・投資は大崎委員という順番でお願いしたいと思います。

では、翁さん、お願いします。

○翁委員 健康・医療ワーキング・グループでは、医療・介護・保育の3分野における規制改革の視点として、国民のニーズへの多様化、安定的かつ持続可能な提供体制の再構築、サービスの効率化の3つの視点を定めて、ICTを最大限活用していくことを前提として、取り組むべき検討項目の議論を行ってまいりました。

特に優先課題といたしましては、今後予定されている医療法などの法令等の改正に適切に対応していくこと。医療のICT化を進めていくこと。この2点を優先的に考えまして、9つの検討項目をまとめております。

この概要についてでございますが、1つ目の柱である法令等の改正への対応につきましては、来年の次期通常国会に提出が予定されている医療法などの改正に焦点を当てまして「1. 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築」「2. 医療機関の業務・ガバナンス等の見直し」「3. 在宅医療・在宅介護の推進」の3項目を優先項目として決めております。

4の医療関連従事者の役割分担の見直し、業務実施体制の強化につきましては、チーム医療の推進や人材確保に向けた改革であり、医療法の改正に関連する部分は前倒しで議論してまいります。

なお、1の点でございますけれども、これは医療法改正における重要なテーマでございます。日常的な医療が完結する地域の単位である二次医療圏の柔軟な運用。病院、診療所間の連携促進など、都道府県が策定する地域の医療計画のあり方なども含めて議論してまいりたいと思っております。

2つ目の柱は医療のICT化でございます。レセプトの電子化を踏まえた医療サービスの効率化などに着目し、5、6、7を選んでおります。「5. レセプト帳票の見直しなど分析可能なデータの整備」「6. 保険者による直接審査の推進」「7. 支払基金と国保連の役割分担の見直し」の3項目に取り組んでまいります。

なお、レセプトデータの分析につきましては、日本再興戦略の中でも今後、全ての健保組合等で実施がうたわれていることでもありますので、こちらも優先項目として取り組んでまいります。

最後に、そのほかの取り組みとしまして医薬品・医療機器に係る治験前臨床試験の有効

活用として、医薬品や医療機器の開発を促進するための規制の見直しや、9. セルフケア領域に適する医療用検査薬等の見直しとして、セルフケアに適する低リスクの検査薬に関する規制の見直しを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○三浦参事官 それでは、雇用の検討項目につきまして事務局から御説明申し上げます。

雇用ワーキング・グループでは全部で6つの項目を今回挙げてございます。

1つ目が労働時間法制等の見直しでございます。これにつきましては既に閣議決定において総合的な審議を労働政策審議会に行う。この秋から検討を始めて、1年後をめどに結論を出すことは閣議決定されておりますが、その中で具体的にどのような規制改革を進めていく必要があるのかといったことについては、まだ未検討の状況でございます。

そういった観点から、雇用ワーキング・グループとしては具体的な規制改革に関しまして検討を進めて、何らかの考え方を取りまとめていきたいということが筆頭の最優先事項となっております。

2つ目として、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備でございます。これにつきましてもワーキング・グループである程度議論をしてきた結果といたしまして、厚生労働省におきまして有識者懇談会を立ち上げて、具体的な推進方策について検討するというので、この9月10日に懇談会が始まっている状況でございます。これについても来年度に結論を出して、措置を図っていくことになっておりますが、これについても同様に中身についてさらに踏み込んだ議論を行い、有識者懇談会における活動に対して、このワーキング・グループとしての考え方をまとめていく方針でございます。

3つ目が労働者派遣制度の見直しでございます。これにつきましてはある程度具体的な改革の方向性の中身を含めまして閣議決定をされておりますが、先般8月20日に厚生労働省におきまして有識者で行っていた研究会報告というものが出されておまして、この中で既に答申において当会議が出した26業務の区分の廃止といった点であるとか、基本的な大きな枠組みについては研究会報告で踏み込んだ結論が出されております。これを受けまして現在、厚生労働省の労働政策審議会におきまして、具体的な制度の中身についての議論が開始されております。これは少し時期が早くて今年内に結論が出されて、来年の通常国会に必要な法改正をしていくというスケジュールになっております。ですので、これにつきましては当会議としましても、次回の会議において鶴座長から御説明が改めてあろうかと思いますが、できましたら当会議で早目に具体的な意見を取りまとめて、厚生労働省に提示していきたいと考えて、優先事項として挙げてございます。

4番目が有料職業紹介事業の規制改革でございます。これにつきましても6月の規制改革実施計画において、何らかの検討を行うことだけは閣議決定されておりますが、具体的な中身は実質的には進展しておりません。これについては継続、延長線のような形できちんと中身の議論をしていくということで挙げてございます。

5つ目は、労使双方が納得する雇用終了のあり方でございます。このテーマに関しましてはワーキング・グループ発足当初から重要テーマとしては挙げてございますが、まだこれまでは具体的な審議をしてきていないテーマでございます。これにつきましても上記の優先事項、タイムスケジュールの中で優先すべき重要事項の議論をしつつ、今後、検討課題として挙げてございます。

6つ目が研究者等の有期労働契約に係る環境整備でございます。これについては新規で掲げておりますが、今期、この4月から有期労働契約については実質的に5年の期間制限といったものの規制の導入がされております。これに伴いまして実際に5年の制限が来るのは今から5年後になるわけですが、5年たったときに主に具体的な問題として、要するに既に世の中で話題になっておりますのが、いわゆる研究者の方々がプロジェクトの途中で5年に達したときに、やむを得ずそこから離れざるを得ない事態が起こるのではないかとということでございます。これにつきましては既に産業競争力会議でこの問題は取り上げられて、厚生労働省、文科省におきまして具体的な対応策が検討されている状況でございますが、この雇用ワーキング・グループでも重大な関心を持って、この進捗についてきちんと見ていくという意味でテーマとして挙げてございます。

以上でございます。

○安念委員 創業ワーキングは、ホットライン等で寄せられている案件、その他、数だけは膨大にございまして、そもそも整理をするのに相当時間がかかる状況でございます上に、さらに前期からのエネルギー関係のフォローアップも相当にございまして、やる仕事がたくさんあるのですが、やる仕事がたくさんあるので、どうせのことならいっばいやろうかという雰囲気になってまいりまして、4～6ページに、いずれも重要なものと考えておりますものに◎をつけました。ただ、◎をつけたからといって、他のものよりも軽重において重だということではございませんで、ここに注記されておりますように、要するにほかの政府内での検討などをにらみまして、2013カレンダーイヤーの間に何かの方向を出さなければいけないだろうというものでございます。

1番のクラウドメディア、4番の加工食品の輸出手続、8番の国税関係書類の電子化保存、9番の公的機関からの電子的手段による通知の推進、10番の非対面サービス、11番の金融商品契約の電子書面交付の汎用化、14番の食料品アクセス環境の改善、18番の外国人技能実習制度の見直しというのを、とにかくこの暦年中にはやらなければならないと考えております。

なお、5ページの12番目にあります企業結合等競争政策の見直しにつきましては、企業結合もさることながら、縦の系列化。昔はよくアメリカから言われて随分怒られたものでございますけれども、それを余り厳しくやっておりますとブランド戦略が確立できないといった非常に厄介な問題が最近認識されるようになりまして、縦の統制と申しましうか、それについてはもう少し緩めてもよいのではないかという意見が出されておりますので、

非常に射程の広い問題でございますので、今暦年ではなかなか達成し難いとは思いますが、力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

5 ページの13番目のダンスに係る風営法規制ですが、これをやってもどれだけの産業規模になるかという話ではございませんが、世間の注目は大変大きいものがあるようであり、当会議の存在を世間に知っていただくという意味でも意味あるやに思いますので、副大臣や大臣とも御相談をいたしまして、どのような進め方が適切なのか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○金丸委員 農業ワーキング・グループでございます。

中間管理機構の議論でもあれだけ大変なことになっていて、こんなたくさんできるのかなと思ったりもいたしますが、1 番目でございます。農地の信託事業については、現在は農地保有合理化法人である都道府県農業公社と農協のみが行えることとなっております、そういう意味では農地利用や担い手とのマッチングの効率化の観点から、信託活用が図られるように引き受け主体を拡大すべきではないかとの論点でございます。

2 番目の農業生産法人の要件につきましては、資本要件、事業要件、役員要件といった要件がございますが、これらの要件について意欲ある者の規模拡大や参入を促すという観点から、合理的なあり方を検討したいと思っております。

ちなみに農業生産法人の要件緩和につきましては、ホットラインにも要望が届いております。

3 番目、農地リースによる参入の場合には、農業生産法人のような要件は課されておられません、法人の場合には業務執行役員の1人が農業に常時従事しなければならないとの要件がありまして、これがどのように現場で作用しているのか。また、農地の返還の際の課題と農地リース方式による参入の支障となっている点について検討していこうと思っております。

4 番目の農業委員会でございます。農業委員会につきましては農地の権利移動の許可、農地転用への意見具申、耕作放棄地についての指導・通知・勧告といった代表的な役割のほかに、農地に関するさまざまな役割を担っているところでございます。このような機能と組織の在り方を検討していこうとするものでございます。

5 番目、それとあわせて農業委員会が担っている耕作放棄地対策の実績を評価して、友好的耕作放棄地対策の可能性も検討したいと考えているところでございます。

農協に関することの6 番目でございますが、コンプライアンス改革。組合員のために最大の奉仕をするという農協法上の農協の目的も踏まえまして、今後の農協のあり方を検討していきたいということでございます。

8 番目、農林水産・商工関係信用保証保険制度の連携強化などを取り扱うということでございます。

7番目を飛ばしてしまいましたでしょうか。農政における農協の位置付けの明確化ということも検討していこうと思っております。

冒頭触れましたが、今後の審議の状況によりまして項目の入れかえとか追加等はやらせていただきたいと思っております。ほぼ◎がついていたのですけれども、おおむね平成25年以内に検討して、結果をまとめようということでございます。

以上でございます。

○大崎委員 貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目案について御説明したいと思います。

このワーキング・グループは今回新たに設置されたわけでありましたが、この紙にも書いてございますように、今後の経済連携交渉の進捗等の動きに対応するため、これに関連する規制などの改革を推進するという目的でございますが、ここに国益に資する観点からというふうにあえて書いておりますのは、この検討というのは基本的には外から中へ入ってくる経済活動を阻害するような規制について検討するということなのですが、そういう問題の立て方をしますと、ともすれば外国に言われたから見直すのか。それはおかしいのではないかというような誤解を生むものですから、あえて一言入れておるのですけれども、基本的に私どもの問題意識としては、国をひらき、外から中へどんどん経済活動が入ってくるようにすることで、日本の経済自体が活性化するし、かつ、日本の企業や日本人が外へ出て行って経済活動することもよりやりやすくなる。そういう問題意識であくまでやっていくんだということで、あえて書いておる次第でございます。

個別の項目についてなのですが、これは一つ一つ御説明はいたしません、対日投資を促進するという一番入口のところから始まって、空港規制の緩和、外国法事務弁護士制度を見直す、相互認証の推進、通関手続合理化、入管政策改定、デザイン申請手続の緩和というようなことを今、書いておりますが、当ワーキング・グループはもう一つほかとは違うところがございまして、これらの問題は基本的には外国企業でつくられた経済団体から指摘を受けた事項をベースに洗い出したものでものなのでありますけれども、その指摘されたものの中には、他のワーキング・グループの専門的な検討をお願いしたほうが適切ではないかと思われるものが多々、実はございました。

そこで大変勝手ではあるのですが、ほかのワーキング・グループにお願いしたい項目というものを実は掲げておまして、1枚めくっていただいた別紙というところなのですが、健康・医療、雇用、創業・IT等の各ワーキング・グループに、ここに書いたような項目の御検討を、これは先ほど来、御説明いただいている各ワーキング・グループで既に検討項目として挙がっているものに追加してということになってしまうのですが、御検討をお願いできないかと思っております。

もちろん、健康・医療、雇用、農業という3つのワーキング・グループはかなり分野が明確で、専門性もはっきりしていると思うのですけれども、創業・IT等と貿易・投資等と

いうのは、ある意味では森羅万象全部を包含し得るようなたてつけになっておりますので、特に貿易・投資等ワーキング・グループから創業・IT等ワーキング・グループへ検討をお願いする事項については、先ほど安念座長からお話があったとおり、どうも大変盛りだくさんのワーキング・グループに既になっておられるようなので、そこへさらにこれを追加で盛り上げるのは失礼かなという気もするのですが、幸か不幸か安念委員は創業・IT等の座長と同時に、貿易・投資等のメンバーにもなっていていただいておりますので、そこは私と安念委員で適宜協議しながら検討状況を見極めて、どちらかで検討することで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま各座長から御説明がありました検討項目につきまして、意見交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。林さん、どうぞ。

○林委員 貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目についてなのですが、私はこのワーキングに入っておりませんので、今の御説明で初めてこのペーパーを拝見しております。

9ページの3番ですが、外国法事務弁護士制度の見直しという項目が挙がっております。多分これは外国からの要請をそのまま盛り込まれたものだと思いますが、この意味合い、必要性については十分慎重な御議論をお願いしたいと思っております。

10ページの創業・IT等に振るということで書かれているうち、一番下の偽商品流通防止のためのガイドライン見直し等、知的財産権に関する事項。私は知財を専門とする弁護士としまして、この項目立ての内容はいささか適切ではないのかなと感じておりますので、もし今後これを議論される場合には、私も参加させていただきたいと思っております。

○岡議長 森下さん、どうぞ。

○森下委員 同じ貿易・投資等ワーキングから、各ワーキングの検討依頼のところの10ページなのですけれども、健康・医療に関して、海外からずっと言われた話も幾つか入っていきまして、デバイス・ラグ、ドラッグ・ラグを解消する観点からはぜひやるべき話もありますが、国益を資するという先ほど大崎さんから説明があった内容からいくと、資さない部分もあるかなと。その意味でこれを取り上げる中で、ここも慎重な議論が要るのかなと思っております。

国民に早く革新的な医薬品が届くという観点からやるべき話を中心に上げていけばいいのかなと思いますが、何でもかんでもやるということになりますと、整合性のとれない難しいお話も大分入ってくるかなと思いますので、ワーキング・グループで取り扱うときにはぜひその辺も頭の中に入れて、議論していただく必要があるかなと思います。

○岡議長 大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 恐れ入ります。正直、項目ごとの検討内容についてはいろんな議論があるこ

とだと思えますし、私どものほうで項目を並べたからといって、これらについてあらかじめ結論を決め打ちしているようなつもりは全くございません。単純にそういう項目についての問題提起があったから検討ができないだろうかというふうにはしているだけですので、その辺は他のワーキングをお願いするものについては、他のワーキングで突っ込んで検討していただければと思います。

外国法事務弁護士制度の見直しなのですが、これもいろんな御意見があるのは承知しております。しかし、これも必ずしも外国から言われたからそのまま載せているということではなく、国際的なリーガルサービスに対する需要が増加している現実を踏まえて、積極的な観点からこれを検討してみようということですので、ただ、弁護士の方からこれは慎重にと言われてしまうと、規制改革会議もやはり所詮は出身母体に縛られておるのかという誤解も呼びかねないので、そこは規制改革という観点からぜひ御理解いただきたいと思えます。

○林委員 私は別にそういう趣旨で申し上げたわけではございません。この点については過去十数年にわたる議論がありまして、既に司法制度改革という大規模な改革もされております。そういったバックグラウンドも十分に御議論した上でお願いしたいということでございます。

○岡議長 特に貿易・投資等ワーキング・グループは項目も多いし、ほかのワーキング・グループに検討をお願いする部分もありますね。この中の多くのものは、先ほど大崎さんも外国法事務弁護士の件で触れましたけれども、経済連携交渉を促進するために、外から要請を受けたものが基本であるという理解でよろしいですか。

○大崎委員 それはそのとおりでありまして、少なくともほかのワーキング・グループもどうやってそもそも項目を洗い出すのかというのでいろいろ工夫をされていると思うのですが、当ワーキング・グループに関しましては、海外企業でつくられた経済団体から上がってきた項目を一番ベースの素材にしております。ただ、実は国内の経済団体や企業、個人等から寄せられた、特にホットラインに寄せられた項目も取り上げておりますので、必ずしも外国から来たものだけを当ワーキングで扱うということではありません。あくまで内外の、特に外から中への経済活動の円滑化という観点で取り上げるべきものを取り上げております。

また、ほかのワーキングをお願いすると書いてあるものですが、創業・IT等については安念さんと協議しますみたいなことを申し上げましたが、健康・医療、雇用についても、もしそんなのお前のところでやれという御指摘があれば、それは前向きに引き受けたいと思っています。

○岡議長 わかりました。

この後、記者の皆さんにこれを全部オープンにするわけですがけれども、そのときに新たにつくられた貿易・投資等ワーキング・グループの項目はどのような基準で選ばれたのかと

質問が出そうなので、大崎さんの御意見を聴いておこうと思ったのですが、経済連携推進のためというのが基本です。外からの意見が多いけれども、必ずしも外だけではないということですね。わかりました。

他いかがでしょうか。

○森下委員 各ワーキングへの依頼の話なのですけれども、これはきょう初めて多分どのワーキングの方も見られたので、依頼されるということは、これをしてしまうという話にどうしても記者会見をされるととられると思うのです。その意味で依頼する部分に関しては出していただかないほうがいいのではないかと。これを取り上げるかどうかワーキング内で議論した上で明らかにしないと、当然やるべきだという話で記者の方はとられると思うので、そうすると趣旨が違うのかなと。

もう一点、国益を資するという観点に関して、必ずしも説明ができないようなことが幾つかあると思うのですけれども、どういう観点で国益を資するというふうになっているのか。きょうのお話を聞いた限りではわからない案件もあるのですが、その点いかがなんでしょうか。

○岡議長 森下さんが第1点で言われた部分について、各座長の皆さんが御同意いただければ、私もそれでいいのかなと思います。個々のワーキング・グループで取り上げるものは今日決定するけれども、他グループにお願いする部分については、要請を受けた側のグループでもう一回検討していただいて、次回の会議でこのとおりにやっただく、あるいはこれはこう変えたいという、そのワーキング・グループの御意見を尊重することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 それでは、森下さんの御意見の2つ目、貿易・投資等ワーキング・グループの検討の件の「国益に資する」という点、この7項目にそうでないものがあるというのは、具体的にはどれですか。

○森下委員 よく国益に資する観点が十分説明し切れていないのではないかと思います。これは結構、従来から出ていて、海外からも言われている案件で、非常に議論が前からされているものが結構多いと思うのです。そうすると、これを全部公益に資するというのでやったほうがいいのかという議論がどこまでされているのか、少し聞きたいなという観点であります。

○岡議長 そうですか。

では、大崎さん、お願いします。

○大崎委員 これは先ほども申し上げたとおり、項目に挙がったから何か結論が既につくられているということでは全くないというのが私の理解でありまして、ただ、過去に随分議論されているからというのを、先ほど外国法事務弁護士制度の件についても御指摘があったのですが、それは私は検討しない理由には全くならないと思うのです。むしろ、それ

こそ規制改革会議が発足したときに出てきた話で、岩盤規制と言われるようなものは過去に散々議論されてきたもので、しかも絶対やめてくれとか、絶対維持してくれという強い主張もあったもので、だったらやらなくていいというのだったら規制改革会議は全く存在意義がないわけでありまして、過去散々議論してきたものであっても少なくとも外国の人たちから見て、日本で経済活動を行う上で障害になっているという御指摘があるという事実を踏まえた検討をすることは、必要なことだと思っております。頭からそれを認めると国益に反することを前提として置くことは、私どもはしたくないと思っています。

○岡議長 よろしいですか。

読み方だと思います。私もこのワーキング・グループの冒頭の2行は「経済連携交渉の進捗等の動きに対応するため、国益に資する観点から改革を推進する」と読んでいます。「国益に資する観点で検討する」ということで、「国益に反する観点から」ということではないので、これでよろしいのではないかと思います。

他はいかがでしょうか。佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 次のホットラインのところでの議論かもしれませんが、くどいようですがけれども、確認の意味で。

ここで各ワーキング・グループの検討項目というのは、ホットライン対策チームから、これから上がる項目は含まれていないという前提で、後ほど説明する時間があれば説明しようと思っていたのですが、例えばITで言えば電子教科書を教科用図書として無料配布すべきだというような声とか、株式会社による農地の直接所有の問題がホットラインで入ってきて、そういうものが近々御提案、各ワーキングにされますので、その項目というのかなりワーキング・グループによっては多いということで、中味も大玉から小さいものからいろいろあります。この点だけはリマインドさせていただきます。

以上です。

○岡議長 おっしゃるとおりであります。各ワーキング・グループ共通して、ここで今日決まったことの入替えは今後十分あり得る。その際、ホットラインに上がってきたものが追加で入っていくことは十分あり得る。私もそういうふうに理解しております。

他はいかがでしょうか。林さん、どうぞ。

○林委員 9ページの貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目の7番のデザイン申請手続とは、何を指しておっしゃっているのでしょうか。そこがわかりません。

○岡議長 大崎さん、お願いします。

○大崎委員 これはまだ細かくは検討していないのですが、例えば意匠登録のあり方とか、こういったものが今のところ挙がっている。まだ個別に踏み込んだ検討はしておりません。

○林委員 日本の知財制度においては、デザインの登録は意匠法によって行われております。意匠法についてはかねてより、よりユーザーにニーズのあるデザインの登録をしやすいように法改正の議論が進んでおりまして、近々にも改正案が国会に提案される予定

で、審議のほうは特許庁でかなり進んでおりますので、議論される上では既に進んでいる議論もぜひ研究されたいと思います。

○岡議長 それは当然ですね。

○大崎委員 それは当然で、また、御承知のとおり委員の皆様は自分の所属しないワーキング・グループにも自由に御出席いただけますので、ぜひこれを取り上げるときに林先生に来ていただいて、議論に参加していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岡議長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、大分時間が経過しましたので、先ほど、1点訂正しました、貿易・投資等ワーキング・グループの「参考」部分は今日は決定でないのではずします。それ以外のところについては、いろいろ御意見がありましたけれども、本会議としては、今日、各座長から御説明いただいた内容で、各ワーキング・グループの検討事項が決定されたということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして議題4の「規制改革ホットライン」について、事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、資料4の規制改革ホットラインの処理状況について御報告いたします。

規制改革ホットラインに上げられた提案については、運営方針に決めていただいたとおり処理を進めております。8月31日現在で、1,079件を受け付けておりまして、同じく8月31日現在でございますが、所管省庁に合わせまして492件の検討を行っております。本日、新たに御報告するものは全部で33件。健康・医療が9件、創業・IT等が19件、農業が3件、その他2件でございます。なお、括弧内は個人の方から御提案いただいているものでございます。

それぞれの具体的な項目につきましては、その後2ページ目、3ページ目に表題だけございますけれども、以上のもので今後、関係省庁からの回答などを踏まえ、対応していきたいと思っております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局の説明につきまして何かありましたら。よろしいですか。

次回の会議は9月19日の予定です。詳細はまた事務局から連絡させていただきます。

本日は大変お忙しいところ、長時間にわたり御参加いただき、誠にありがとうございました。今日の各ワーキング・グループの座長の皆さんから検討項目の御説明をお聴きして、これは大変だなと正直、私自身も感じました。座長はじめ、各委員の皆さんはもっともっと大変だと思いますが、精力的に取り組んでいただきまして、1つでも多くの成果をあげたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。